

第6節 住宅環境

[第1項]

住宅環境の整備促進

現況と課題

■公営住宅の整備

本市には、現在14団地883戸の公営住宅があります。その内県営住宅が2団地、103戸であり、市営住宅が12団地、780戸です。これらの住宅は、適切に維持・補修し、居住環境の改善を図り、住宅に困窮する市民に供給しています。

しかし、これらの住宅の中には建設年次の古い建物も多く、著しく老朽化していますので、借地等の課題はありますが、計画的に建替えの推進を図る必要があります。



■持家取得の促進

民間に対する住宅建設の誘導施策は、市民を対象として住宅金融公庫と市が指定した金融機関からあわせて住宅建設資金の融資を受けた個人に対して、支払う利子の一部を補給する住宅建設資金利子補給事業と、毎月1回、建築と施工に関する住宅相談事業を中心に行っています。

今後は社会情勢を踏まえた修正を加えながら、この利子補給事業と住宅相談事業を継続して実施するとともに、他の公的機関と連携を図りながら民間活力を利用し、新しいライフスタイルや価値観に基づいた持家取得の促進に努める必要があります。

●公営住宅の整備状況

平成12年4月1日現在

区分 種別	戸数	構造別		1戸当たりの平均 面積 (㎡)
		木造	非木造	
市営住宅	780	45	735	44.80
県営住宅	103		103	

●用途別建築確認申請の推移（新築のみ）

区分 年度	総 数	専用住宅	共同住宅 (アパート含む)	店舗 (併用含む)	工 場	公共用建物	その他
7	1,044	884	30	51	5	4	70
8	1,104	960	30	53	4	6	51
9	917	758	50	39	4	4	62
10	778	649	40	42	6	5	36
11	768	635	39	33	4	10	47

●所有関係別住宅の状況（普通世帯のみ）

各年10月1日現在

区分 年	持家		公営借家		民営借家		給与住宅		間借		計	
	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)	世帯数	構成比(%)
55	14,262	73.9	858	4.4	2,991	15.5	1,130	5.9	68	0.3	19,309	100.0
60	16,059	74.7	917	4.3	3,421	15.9	1,045	4.9	54	0.2	21,496	100.0
2	18,354	74.7	828	3.4	4,243	17.2	1,026	4.2	124	0.5	24,575	100.0
7	21,484	74.7	803	2.8	5,157	17.9	1,149	4.0	180	0.6	28,773	100.0

基本方針

1. 老朽化した住宅の解消を図るため、計画的な建替えと既存の住宅の補修及び改修を行いながら、良好な居住環境と高齢社会へ対応した公営住宅の整備に努めます。
2. 多様なライフスタイルに応じた住宅取得や住み替え等の需要に対応するため、公的機関や民間

等の分譲住宅供給を積極的に働きかけ、良質な住宅の適正供給の誘導を図ります。

また、市民の住宅取得に際し、住宅建設資金の利子の一部を補給する住宅建設資金利子補給事業を継続し、市民の持家取得の促進を図ります。

◆施策体系



事業計画

■公営住宅の整備

市内の公営住宅全体を対象とした「茂原市公共賃貸住宅総合再生計画（再生マスタープラン*）」を基本とし、時代にあった修正を加え、各団地ごとの整備方針により補修と改修及び老朽化に伴う建替えの推進を図るとともに、高齢者対応としては生活利便性や安全性に配慮した場所にバリアフリー型住宅を整備するなど、利用者の生活に配慮した公営住宅の供給を推進します。

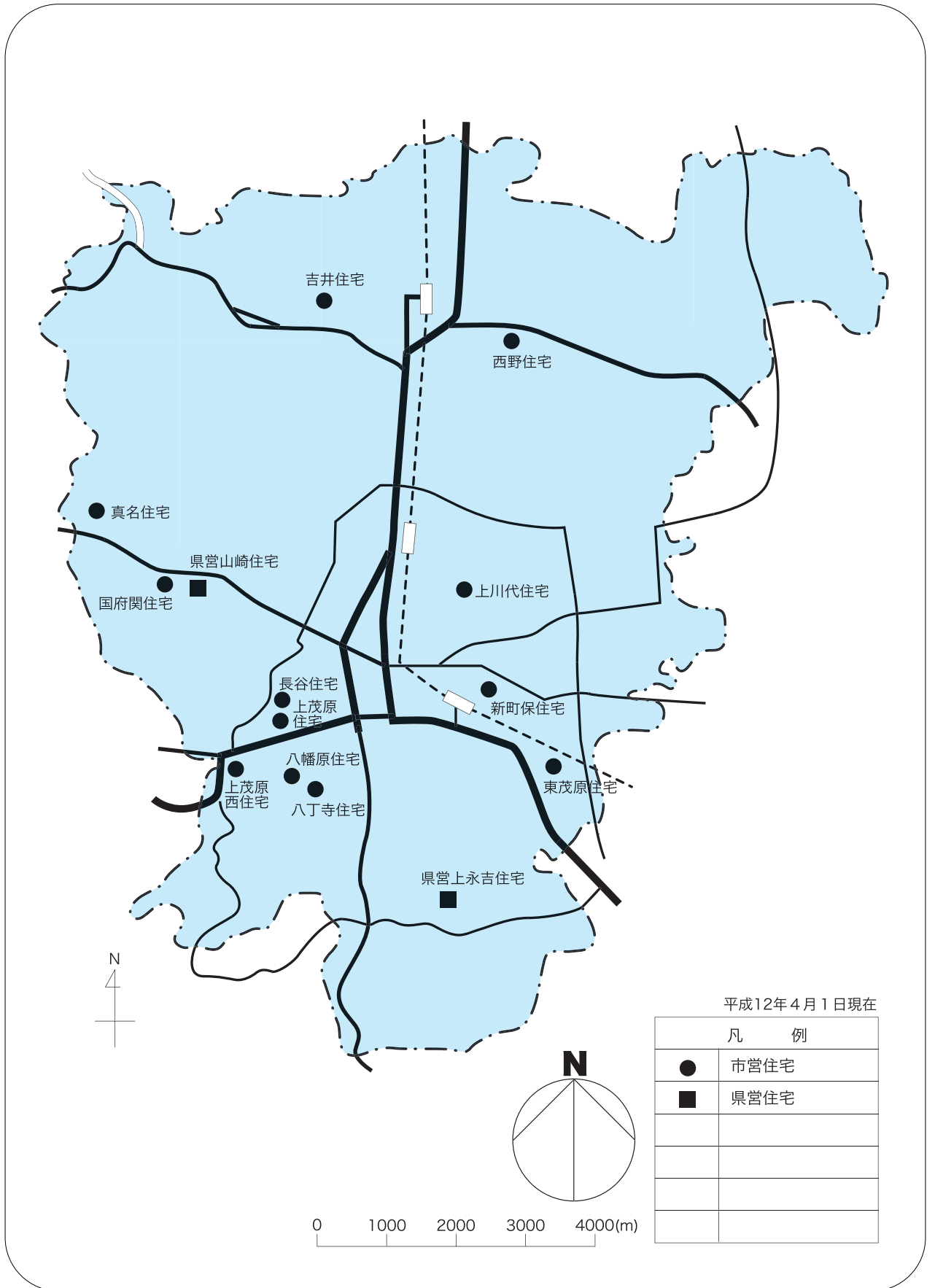
■持家取得の促進

1. 持家取得や住まいの建替えについては、利子補給制度や住宅相談の体制の充実を図ります。
2. 良質な住宅の取得を確保するため、公的機関や民間会社での分譲住宅の供給を支援し、住宅建設に対する誘導施策を検討します。
3. 市による分譲住宅の供給実績を踏まえながら、新たな社会ニーズ・市民ニーズに対応した分譲住宅の供給方法を検討します。

主要事業

- ・真名住宅（前期）建替
- ・高齢化等対応公営住宅の供給

● 公営住宅整備状況図



第7節 環境衛生

[第1項]

し尿処理の推進

現況と課題

■収集体制の整備

し尿の収集については、長生郡市広域市町村圏組合の事業として行っているところですが、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽の普及とともに減少傾向にあるため、収集体制の見直しが必要となっています。

■処理施設の維持管理

浄化槽の普及により、浄化槽汚泥の処理量は増加し、くみ取りし尿は減少傾向にあります。施設は

昭和57年の稼働であり、今後、老朽化への対応が必要です。

●し尿処理状況の推移

区分 年度	し尿 (kl)	浄化槽汚泥 (kl)	合計 (kl)	焼却灰 埋立(t)
7	19,530.39	20,990.23	40,493.62	122
8	18,823.18	21,604.39	40,427.57	122
9	16,778.27	22,990.15	39,768.42	127
10	15,328.02	22,549.80	37,877.82	141
11	14,491.89	22,132.66	36,624.55	421

基本方針

長生郡市広域市町村圏組合事業として、収集体制の見直しを図り、し尿処理施設の適正管理に努めます。

◆施策体系



事業計画

■収集体制の整備

長生郡市広域市町村圏組合事業として、より効率的に収集できるように努めます。

■処理施設の維持管理

施設の老朽化が進むので、処理機能の低下に対応するため、維持管理に万全を期します。

[第2項]

ごみ処理の推進

現況と課題

ごみ処理は、長生郡市広域市町村圏組合事業として行っており、ごみの排出量は年々増加し、平成11年度では、圏域全体で約58,781トン、このうち茂原市は、約41,838トンで約71.2%に上っています。

「ごみゼロ成長社会の実現」及び「資源循環型リサイクル*社会の構築」を一層進め、ごみの発生量を抑制し減量する必要があります。

■排出方法の徹底

ごみの排出方法については、年度毎に「ゴミと資源の分け方・出し方」の収集カレンダーを自治会を通し各世帯に配布し、その徹底に努めていますが、なお一層、排出方法を周知させるための啓発に努める必要があります。

■リサイクルの促進

リサイクル事業は、自治会、団体等が活動を展開し、その回収量に応じた報償金制度等を設けることでリサイクル拡大を図っています。また、平成10年度から「容器包装リサイクル法*」に基づく分別収集を行い、平成11年度の資源ゴミ回収量は6,908トンと、前年度と比較して0.6%増加してい

ます。さらに、各種団体等の協力をもとに、一層のリサイクル拡大を図る必要があります。

今後、資源の有効利用と廃棄物の減量を目的として「家電リサイクル法*」に基づき家電製品のリサイクルが行われます。また、「容器包装リサイクル法」に基づき、その他プラスチック製の容器包装のリサイクルが長生郡市広域市町村圏組合の事業として見込まれますので、収集体制などの整備に努める必要があります。

■ごみ処理施設の維持管理

長生郡市広域市町村圏組合事業により、平成11年度から新焼却施設が本稼働しましたが、近い将来、最終処分場の埋立能力が限界となると見込まれるので、現処分場の延命化を図りながら、新たな最終処分場の設置が必要となります。

■ごみ排出削減の推進

ごみの減量化と再資源化を推進していますが、さらに強気に押し進めるため、具体的方法として「(仮称)ごみ減量化行動計画」を早急に策定し、各方面と協議する必要があります。



●ごみ処理状況の推移（可燃、不燃（有害）、粗大、資源）

区分 年度	ごみの搬入量（t）					最終埋立処分 （t）
	可燃ごみ	不燃(有害)ごみ	粗大ごみ	資源ごみ	合計	
7	27,601	2,855	1,188	623	32,267	7,746
8	27,585	2,655	1,389	542	32,171	6,891
9	28,909	2,553	1,562	743	33,767	6,588
10	30,468	2,027	1,759	6,867	41,121	7,302
11	31,112	1,934	1,885	6,908	41,839	6,613

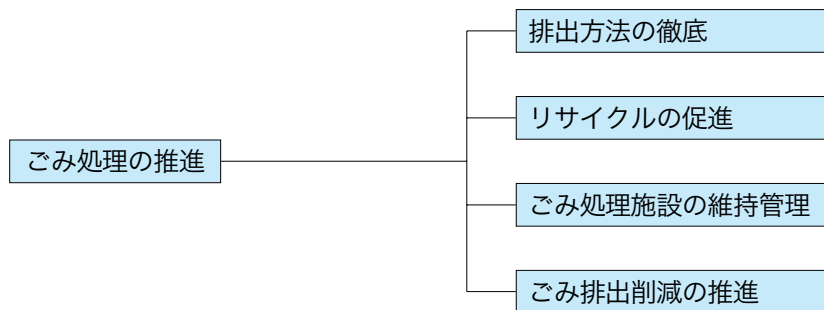
●有価物（容器包装廃棄物等）回収状況の推移

区分 年度	空びん類 （t）	空カン類 （t）	古紙類 （t）	総収集量 （t）	還元金 （千円）	報償金 （千円）	支払総額 （千円）	団体数
7	914	453	3,635	5,002	12,008	24,697	36,705	392
8	862	467	3,504	4,833	15,153	23,896	39,049	397
9	927	463	3,473	4,863	9,600	23,988	33,588	372
10	1,181	542	4,995	6,718	9,365	33,203	42,568	396
11	1,172	506	5,223	6,901	5,561	20,457	26,018	383

基本方針

1. 長生郡市広域市町村圏組合との連携を深め、排出方法の徹底をより一層推進します。
2. ごみの減量化や資源の有効利用の観点から、リサイクル事業をより一層促進します。
3. 長生郡市広域市町村圏組合事業として、安全で安定したごみ処理をするために処理施設の適正管理に努めるとともに、多様化するごみの資源化、減量化、適正処理、処分ができるよう、効率的・計画的運営を図ります。
4. ごみ排出抑制、減量化のための「(仮称) ごみ減量化行動計画」を策定し、これを推進します。

◆施策体系



事業計画

■排出方法の徹底

ごみの排出方法の徹底をより一層図るため、広報紙、チラシ等を利用し積極的に啓発活動に努めます。

■リサイクルの促進

市民団体等の理解と協力のもとにリサイクル事業の拡大を図ります。

また、「家電リサイクル法」に基づく家電製品のリサイクルの実施、また「容器包装リサイクル法」に基づくその他プラスチック製容器包装のリサイクルが長生郡市広域市町村圏組合の事業として実施されることに伴い、市民及び事業者に対する啓発等に努めます。

■ごみ処理施設の維持管理

長生郡市広域市町村圏組合事業として、焼却施設の適正管理と焼却灰の再利用等により、現最終処分場の延命化を図りながら圏域住民の理解を得て、新たな最終処分場の確保に努めます。

■ごみ排出削減の推進

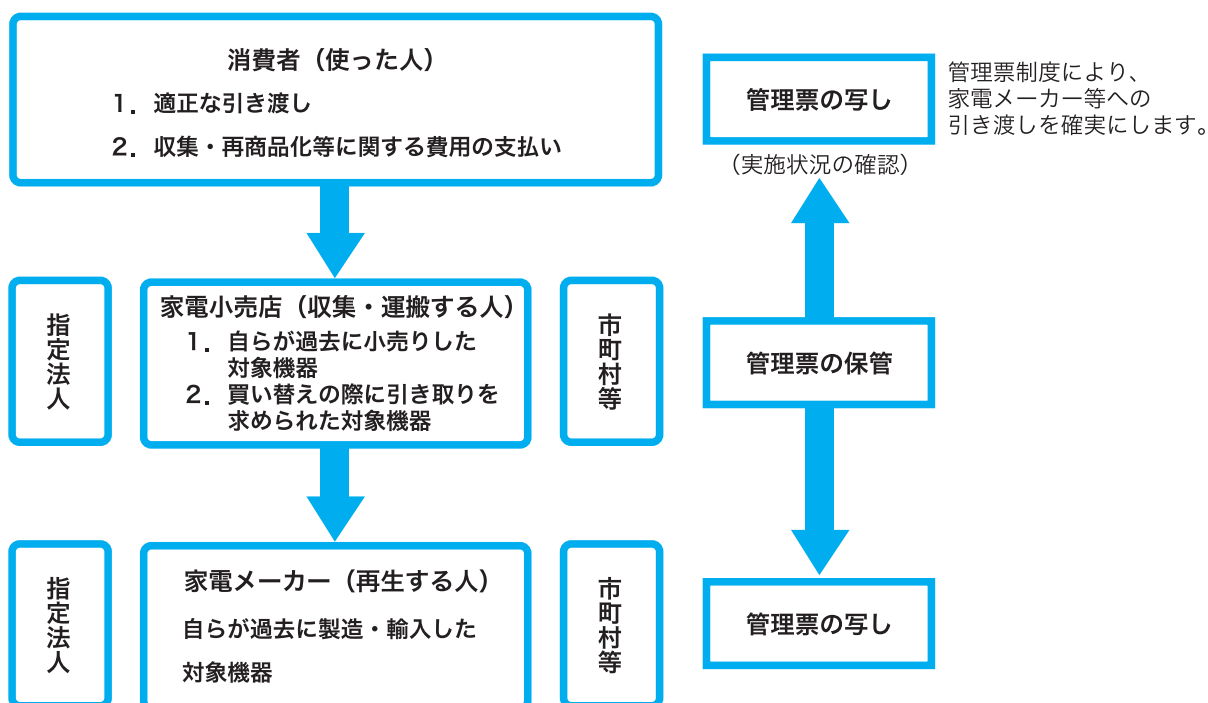
「(仮称)ごみ減量化行動計画」を強力に推進します。

また、ごみ処理の一元化及び有料化について、検討します。

主要事業

- ・リサイクル事業の拡大

●家電リサイクル法の概説図



[第3項]

葬祭施設の整備

現況と課題

■火葬場・斎場の管理・運営

長生郡市広域市町村圏組合による火葬場・斎場（長南聖苑）が平成10年5月1日より供用開始しました。斎場の利用については、民間施設との競合等により少ないのが現状であり、今後、管理運営方法等、検討を加え、利用促進を図る必要があります。

●火葬場の使用状況の推移

区分 年度	市内（件）	市外（件）	合計（件）
7	589	115	704
8	565	72	637
9	581	112	693
10	668	519	1,187
11	710	637	1,347

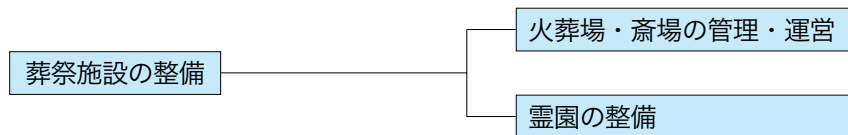
■霊園の整備

人口増による市内の霊園不足の解消を図るため、市営霊園整備の調査研究を進める必要があります。

基本方針

1. 火葬場・斎場の適正な管理、運営に努めます。
2. 市民の利便性、周辺住民等に配慮し、市営霊園整備について調査研究を進めます。

◆施策体系



事業計画

■火葬場・斎場の管理・運営

地域住民のさらに利用しやすい施設の管理・運営に努めます。

■霊園の整備

市営霊園整備の調査研究を進めます。

美化活動の推進

現況と課題

■環境美化の促進

ゴミゼロ運動などを通して、自治会単位の地域清掃及びボランティア団体などの自主的清掃活動の奨励を行い、地域の環境美化活動を推進しています。さらに、雑草の繁茂している空き地については、所有者に対して雑草除去の指導をしたり、自治会単位の草刈り機を貸し出したりするなどの対策を進めています。しかしながら、美しい環境の形成には未だ至っておらず、今後は、「ポイ捨て防止条例」や「雑草等の除去に関する条例」の趣旨を生かし、自治会・ボランティア団体などによる環境美化活動の

さらなる促進を図ることが必要です。

■美化思想の普及

市民の自発的な清掃活動については、「ゴミゼロの日」及び「千葉県リサイクルの日」だけでなく、日常生活から清掃をこころがけるよう、広報紙、パンフレット等により啓発活動を行っています。しかしながら、ごみのポイ捨てが後を絶たず、また空き地の雑草も目立ち、美化思想が十分に普及しているとはいえ、一層の啓発が必要です。

基本方針

1. きれいで住みよい環境づくりを進めていくため、啓蒙活動を通して、市民の協力のもと美化活動の推進に努めます。
2. 市民等への清掃活動やポイ捨て禁止及び空き地管理の啓発を進め、美化意識の高揚を図ります。

◆施策体系



事業計画

■環境美化の促進

自治会やボランティア団体などに自主的な清掃活動の奨励を図り、空き地の雑草対策を含め、地域ぐるみで環境美化活動を進めていきます。

■美化思想の普及

ゴミゼロ運動などのイベントや、広報紙、パンフレット等を通して、一層の美化意識の啓発に努めます。

主要事業

- ・ゴミゼロ運動の推進

[第5項]

環境保全対策の推進

現況と課題

■公害防止指導の強化

公害のない安全で良好な生活環境づくりは、市民の健康と生命にかかわる基本的なものであり、現在の環境を守ることはもとより、将来にわたり地球規模での環境保全に向けての取り組みが求められています。

■監視体制の充実

環境監視については、県が大気汚染、水質汚濁及び地盤沈下等を広域的に行っており、市では、地下水、河川水、工場排水、ゴルフ場等の水質検査、騒音、振動及び土砂等の埋立てによる土壌汚染の監視、指導を行っています。

大気中の二酸化窒素は環境基準を満たしていますが、オキシダント*、浮遊粒子状物質*は未達成です。河川等公共用水域でのカドミウム*、水銀等の健康項目は全て環境基準を満たしているものの、生活環境項目の主な指標でありますBOD*（生物化学的

酸素要求量）は未達成の状況にあります。また地盤沈下については、沈静化はしているものの続いている状況にあります。地下水については環境基準を満たしていないところが見られます。

今後は、測定機器などの整備に努め、また事業者の自主監視を促進し、監視体制の充実に努める必要があります。

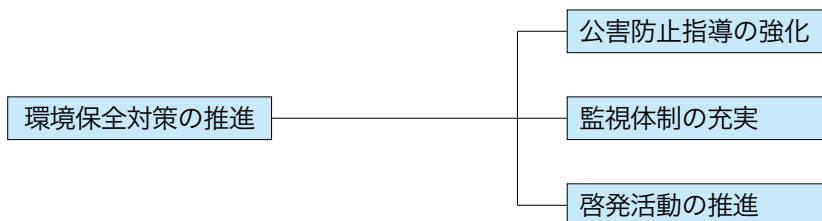
■啓発活動の推進

環境の現状について、広報紙等を活用し周知に努めています。今後は、環境マネジメントシステムISO*の認証を取得し、その行動が広く市民、事業者へ環境保全の取り組みを強くアピールすることができることから、その推進が求められています。また、市民が被害者と加害者の双方の立場となりうる都市生活型公害の発生を防止するため、環境に配慮した生活への意識改革を図ることが必要となります。

基本方針

1. 現在のもとより、将来にわたり、地球規模での環境保全に積極的に取り組みます。
2. 生活環境の保全のため、監視機器の整備充実に努め、また、事業者の自主監視の促進を図り、監視体制の充実に努めます。
3. 環境に配慮した生活及び事業活動が営まれるよう、市がISOの認証取得により、先導的役割並びに環境保全の啓発に努めます。

◆施策体系



事業計画

■公害防止指導の強化

事業者には、環境関係法令、条例に基づく規制基準を遵守することにとどまらず、環境に与える影響低減の指導を積極的に推進していきます。

■監視体制の充実

県の監視体制とあわせて、市では監視機器の整備

を図り調査を実施し、また事業者の自主監視を促進し、監視体制の充実に努めます。

■啓発活動の推進

市がISOの認証を取得し行動することにより、市民及び事業者等の環境保全に対する意識の高揚、改革に努めます。

主要事業

- ・ISO認証取得

第8節 安全・安心

【第1項】

消防・救急体制の充実

現況と課題

■火災予防の推進

平成11年の火災発生件数は58件で、主な原因としては放火または放火の疑い、たき火、ガスこんろの不始末となっています。一方、近年の社会経済環境の変化は危険物取扱所の増加や建築物の高層化等により、火災の形態も大型化、複雑化の傾向にあります。このため火災予防活動を徹底し、市民や事業者の防火意識の高揚を図り、火災の未然防止に努める必要があります。

■消防体制の充実

平成12年4月1日現在、長生郡市広域市町村圏組合には常備消防1本部4消防署4分遣所、非常備消防9支団があり、うち本市には常備消防として、1本部2消防署1分遣所、職員120名と、非常備消防と

して、3支団11分団 527名の団員が消防防災活動を推進しています。このうち常備消防に最も期待されることは、火災発生時における初期の即応体制であり、この体制を確立するために施設の整備や装備の近代化を図る必要があります。また、非常備消防については団員の確保や定期的な施設、装備を更新し団の活性化を図る必要があります。

■救急体制の充実

平成11年の救急出動の件数は3,170件で年々増加の傾向にあり、その多くは交通事故、急病で全体の71.3%を占めます。今後人口の増加や高齢化に伴い、救命率の向上を図るため救急救命士*の養成や高規格救急車*を導入し、救急体制の充実を図る必要があります。

●火災発生状況の推移

区分 年	総数		建物		林野		船舶車両		その他		死者	負傷者
	件数	損害額(千円)	件数	損害額(千円)	件数	損害額(千円)	件数	損害額(千円)	件数	損害額(千円)		
7	83	284,674	37	283,315	11	52	3	1,207	32	100	2	2
8	64	604,982	23	602,041	10	88	7	2,415	24	438	0	4
9	59	69,833	24	66,368	7	0	7	2,615	21	850	1	16
10	48	93,540	24	92,213	4	0	4	450	16	877	1	3
11	58	117,705	26	115,973	8	0	5	875	19	857	2	4

●消防の現況

平成12年4月1日現在

区分	常備消防（本部、中央消防署、北消防署、本納分遣所）						消防団				
	水槽付ポンプ自動車（台）	消防ポンプ自動車（台）	はしご車（台）	化学車（台）	救急車（台）	職員数（人）	支団数	消防ポンプ自動車（台）	小型ポンプ積載車（台）	団員数（人）	
現有	4	2	1	1	4	120	3	21	16	527	

●消防水利の現況

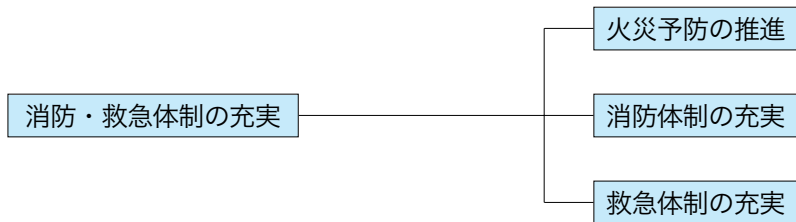
平成12年4月1日現在

消火栓	貯水槽（40m ³ 以上）	貯水槽（20m ³ 以上40m ³ 未満）	貯水槽（20m ³ 未満）
846	131	79	128

基本方針

1. 市民や事業者の防火意識の高揚を図り、災害時にすばやく対応できる体制を確保するため啓発活動に努めます。
2. 火災発生時における初期の即応体制の確立に向け、施設、装備等の整備充実に努めます。
3. 増加する救急需要に対応するため救急体制の充実に努めるとともに、市民への救急啓発活動に努めます。

◆施策体系



事業計画

■火災予防の推進

広報紙等を通して防火思想の普及を図り、あわせて危険物施設や防火対象物に対して指導査察を強化し、適正な管理に努めるよう関係機関に要請します。

■消防体制の充実

火災の大型化、複雑多様化に対応するため、消防施設の整備や装備の近代化、消防職員の訓練、教育による資質向上、さらに非常備の消防団員の確保を図る等、消防体制の充実強化を促進します。

■救急体制の充実

迅速な対応と救命率を向上させるため、救急救命士の養成に努め高規格救急車の導入を図るとともに、普通救急車についても効率的な配備の促進に努めます。また、広報紙等を通して応急救護の知識の普及に努め、長生郡市広域市町村圏組合の協力を得て、応急救護訓練を実施します。

主要事業

- ・ 消防庁舎建設
- ・ 救急救命士の養成
- ・ 高規格救急車の導入

[第2項]

防災体制の充実

現況と課題

■災害予防対策

近年、都市化がますます進む傾向にあり、土地利用の変化が災害に結びつく要因ともなっています。災害に強いまちづくりを進めるためには、河川改修、土砂災害の防止対策や建築物対策などの都市防災対策などを進めることが重要です。

災害時の被害及び混乱を最小限にとどめるためには、全市民の防災意識を高め災害に関する知識の普及に努めるとともに、自主防災組織*の育成強化を図ることが不可欠です。

市職員をはじめ各防災関係機関は、防災知識の習得と防災訓練を反復・継続し、災害時の活動体制の整備を図ることが必要です。

また、心身障害者、病弱者、高齢者及び外国人等のいわゆる災害弱者に対する対策が今後ますます重要となります。

■災害応急対策

災害発生時には、的確な応急対策が二次災害*を防止し被害を少なくします。

現在、市民への情報伝達手段として防災行政無線を整備し運用しています。しかし、現在の防災行政無線システムは、地区別の伝達や子局だけの放送がしにくく、一部には聞こえにくい場所もあり、難聴対策として防災テレホンサービスの活用などで補っ

ています。

風水害に対しては、気象情報をいち早く入手し、職員の配備体制や避難誘導等に反映させるため、防災気象情報システム*を取り入れています。災害予防、適切な応急対策を行うためには、このシステムの充実、有効活用がますます重要です。

大規模災害に備え、一部地域では自主防災組織があります。組織数も少なく行政や地元消防団に依存する傾向にあります。

また、医師会と「災害時の医療活動に関する協定*」を締結して、救護活動を円滑に行うための体制をとっています。

さらに、救助物資の確保を図るため、各種団体と災害時の物資の供給に関する協定を締結し、避難場所等に防災備蓄倉庫の設置を進めています。

災害を未然に防止し、災害発生の際にも被害を最小限にとどめるためには、情報収集・伝達体制の整備、災害危険個所に対する措置、警戒避難体制の確立等防災体制の総合的確立が重要です。

■災害復旧対策

本市は過去に災害救助法の適用となった災害等には、被災した各施設・建物の復旧とあわせ、市民の生活の立直し、自力復興を援助するための施策を速やかに講じてきましたが、将来の災害に備えてさらに詳細な復旧計画を作成する必要があります。

●災害発生状況の推移

区分 年度	建物浸水	建物損壊（戸）		
		全壊	半壊	一部損壊
7	38	—	—	1
8	2,098	—	—	24
9	0	—	—	—
10	0	—	—	4
11	6	—	—	—

●避難場所の設置状況

平成12年4月1日現在

種別	箇所数
第1次避難場所	49
第2次避難場所	33
計	82

基本方針

市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、「茂原市地域防災計画」に基づき、市域及び広域に

おける防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、災害対策を計画的に推進します。

◆施策体系



事業計画

■災害予防対策

1. 災害に強いまちづくりを確立するため、適宜地域防災計画の見直しを図ります。
2. 市民の自主的で効果的な防災活動を促進することを目的として、防災組織の育成・指導並びに支援を行います。
3. 市内の防災特性や災害危険度を把握するため防災アセスメント*を実施し、地震対策、風水害対策、大規模事故対策等総合的な防災対策を行います。

■災害応急対策

1. 固定系防災行政無線の難聴対策として、無線システムをデジタル方式に改善します。あわせて、地域防災行政システムの確立などにより迅速かつ安定的な情報収集伝達体制づくりを推進します。
2. 同時多発火災に対応するため、広域的な連携を図り、地域防災拠点の整備に努めます。
3. 応急対策用の資機材や食糧について、防災組

織、その他防災関係機関の効果的な活動を確保するため、備蓄倉庫の増設に努めます。

4. 医療救護については、県（保健所）、消防機関、医師会等との連携を緊密に保ち、医薬品等医療資機材の確保に努めます。
5. 災害発生時には、自主防災組織や市民、企業等と協力しながら、被害を最小限にとどめ、市民の安全、負傷者等の救命措置を進めるようにするため、講習会や合同訓練等を積極的に実施します。

■災害復旧対策

1. 災害発生時には、臨時市民相談室を開設し、各種相談並びに案内業務を通して、市民生活の早期回復に努めます。
2. 電気、ガス、電話、水道等のライフラインについて、関係機関との連携を強化し、災害発生時において復旧対策を迅速に実施します。
3. 災害発生後、公共土木施設、農林水産業施設等については、災害復旧事業計画に基づいて復旧対策を迅速に実施します。

主要事業

- ・防災行政無線整備
- ・防災備蓄倉庫設置

[第3項]

防犯体制の充実

現況と課題

■防犯思想の普及と活動の推進

今日、急速に進む都市化の進行や社会環境の変化の中で、薬物乱用や銃器使用、科学犯罪など凶悪な犯罪の発生が増加し、正常な市民生活をおくるうえで重要な問題となっています。

本市における犯罪発生件数は、平成11年1,815件、このうち窃盗が1,493件と約82%を占めていますが、中には悪質凶悪化の傾向にあり市民の平穏な生活が脅かされることが懸念されます。

また、都市化が進むにつれ、市民の防犯意識が薄れることが懸念されるため、関係機関と協力し防犯思想の普及高揚に努めていく必要があります。

市民が明るく安心して暮らせるよう防犯組合や防犯指導員などによる自主防犯活動、青少年非行防止活動及び健全育成活動等のほか、自転車等の盗難防止活動や自転車防犯登録の推進についても関係機関

と協力し実施していますが、今後もより一層の防犯活動の強化推進を図るため、地域ぐるみでの防犯体制への取り組みにより犯罪のない環境づくりを進める必要があります。

■防犯施設の適正配置

市内には茂原警察署をはじめ交番が2か所、駐在所が7か所設置されています。今後、人口の増加や地域環境の変化に伴い市民の生命、身体及び財産など生活の安全を守るため、防犯施設の適正配置を図っていく必要があります。

防犯灯については、夜間の交通安全及び犯罪発生の防止のため整備を進め、平成12年4月1日現在で5,578灯設置されていますが、今後も市民が安心して生活できるよう増設及び適正配置に努めていくことが必要です。

●犯罪発生件数の推移

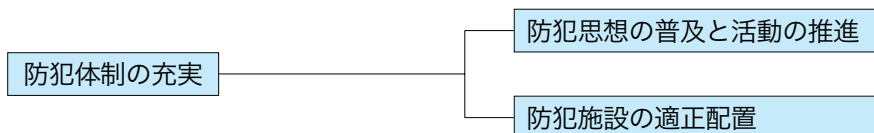
年	区分	総数	凶悪犯	粗暴犯	窃盗	知能犯	風俗犯	その他
7		1,647	17	27	1,426	42	5	110
8		1,511	1	28	1,330	33	2	117
9		1,762	8	50	1,529	26	2	147
10		1,755	11	36	1,567	31	1	109
11		1,815	12	86	1,493	54	17	153

基本方針

市民の生命、身体及び財産を守り、明るく犯罪のないまちづくりを進めるため、市民の防犯に対する意

識の普及・高揚に努めるとともに、防犯施設の計画的な整備を図ります。

◆施策体系



事業計画

■防犯思想の普及と活動の推進

防犯連絡会議及び地域ごとの防犯講習会の開催、広報紙やパンフレット等の配付により市民の防犯思想の高揚に努め、関係機関と協力して、自治会をはじめ諸団体の自主的な防犯活動の推進を図るとともに、家庭、学校、職場などが一体となり、地域ぐるみで防犯活動を推進します。

■防犯施設の適正配置

1. 市民生活の安全を図るため交番等の増設を関係機関に働きかけます。
2. 夜間における交通安全及び犯罪発生の防止のため、防犯灯の設置を積極的に推進します。

[第4項]

交通安全対策の推進

現況と課題

■交通安全思想の普及

近年の交通環境は厳しく、平成11年中の茂原市における交通事故は、発生件数が827件、死傷者数1,133人、その内死亡者は8人となっています。こうした事故の原因の多くは、スピードの出し過ぎや安全の不確認等基本的な安全意識の欠如によるものです。

交通安全教育については、家庭、保育所、幼稚園、学校、地域等との連携を図りながら、継続的に実施しています。交通安全には、きまりを知り、それを守るだけでなく、「交通事故の恐ろしさ」や「マナーの大切さ」を再認識してもらうことも大切です。今後は、交通安全教室や広報活動を通じた啓発活動を充実していく必要があります。

■交通安全施設の整備

交通量は年々増加し、車両性能の向上と相まって交通事故の多発原因となっており、歩行者や自転車を巻き添えにしたケースも多く見られ、歩道、自転車歩行者道、道路照明、標識、カーブミラー等の安全施設の整備が急務となっています。

また、交通・歩行者の障害となる道路の草刈り等について、地域ぐるみで取り組む必要があります。

■交通規制の強化

交通モニター制度の導入により、市内の道路交通に関して広く市民から情報、意見及び要望を求め、これを交通安全の施策に取り入れており、交通規制に関しても関係機関へ要望しています。今後は、道路整備が進むとともに車両性能の向上、交通量の増加によって交通事故の危険性も増大することが予想されるため、交通規制の強化に関して関係機関と協議をしていく必要があります。

■交通事故被害者の救済

交通事故も年々増加し、被害者のかかえる問題は、複雑多様化しており、その救済について定期的に交通事故相談を実施しています。

■放置自転車対策

自転車の普及に伴い駅周辺の放置自転車が、交通の支障及び街の美観を損なう等の影響を引き起こしています。このため、「自転車等の放置防止に関する条例」に基づき指導し、撤去を実施しています。

●交通事故発生状況の推移

区分年	発生件数	死者数(人)	負傷者数(人)	死傷者数(人)	人口(各年12月末)千人当たりの死傷者数(人)
7	672	12	785	797	8.6
8	764	14	993	1,007	10.8
9	782	8	972	980	10.4
10	828	16	1,125	1,141	12.1
11	827	8	1,125	1,133	11.9

●交通安全教育の実施状況(参加人数)

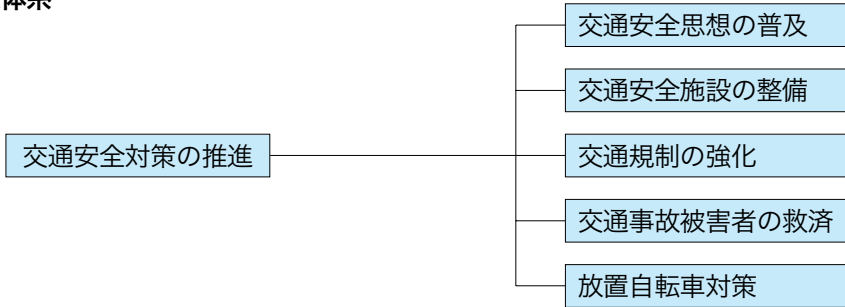
(単位:人)

区分年度	学校教育の場		社会教育の場	
	保育所、幼稚園	小中学校	自治会(PTA)	高齢者
7	12,675	6,993	1,588	40
8	9,827	2,509	30	0
9	3,683	4,041	0	155
10	1,276	2,561	0	514
11	2,482	1,628	0	81

基本方針

1. 交通事故を防止するため、関係機関・団体等と連携を強め、さらに広報活動を通し交通安全の意識向上に努めます。
2. 通勤、通学、買物等の歩行者、自転車の安全を確保するため、自転車歩行者道の整備を計画的に推進するとともに、道路照明、標識、カーブミラー等の安全施設の整備を図ります。
3. 交通モニター等を通し要望などを関係機関へ連絡する体制を強化し、交通規制の促進を図ります。
4. 交通事故相談について市民への周知を図ります。
5. 放置自転車による交通障害を防止し環境の整備を図るとともに、広報紙等を通し「放置しない」という自転車利用者のマナーやモラルの普及を図ります。

◆施策体系



事業計画

■交通安全思想の普及

交通安全に関する知識の普及と交通安全思想の高揚を図るため、シートベルトの着用率向上など交通安全に関する教育と広報活動の充実等を効果的に推進します。

■交通安全施設の整備

1. 通学路を中心とした自転車歩行者道の整備を推進します。
2. 道路照明、標識、カーブミラー等の設置を推進します。

■交通規制の強化

市民要望、交通モニターの意見を反映させ、地域

の特性に応じた交通規制により市民の安全保護を図るべく関係機関と連携を密にします。

■交通事故被害者の救済

交通事故に関する市民の相談機会の充実を図っていきます。

■放置自転車対策

1. 駅周辺等の自転車の放置を防止するとともに放置自転車の撤去と指導を強化します。また、秩序ある駐車の確保を図るため、自転車駐車場の整備を推進します。
2. 広報紙等を通し啓発に努めます。

主要事業

- ・交通安全施設等整備

第9節 消費生活

[第1項]

消費生活の向上

現況と課題

■消費者の保護

消費生活苦情相談員を配置し、週2回の相談日を設けるとともに、消費者情報のオンライン化を図り対応の迅速化に努めています。また、相談事例を広報紙に掲載し、市民に注意を促すとともに周知を図っています。

しかし、消費生活で使われる様々な消費財やサービスの供給が質・量とも豊富になっており、契約形態や販売方法についても、従来からの店舗販売に加え、訪問販売や通信販売等が普及しており、その形態も複雑、多様化が進み、これらの取引が原因となって消費者トラブルが増加しています。

■かしこい消費者づくり

消費生活モニター*を中心に、合理的な消費生活を営んでいくための教室及び講座を開催するとともに、小売物価調査を実施し、広報紙及び消費生活展において公表しています。

今後は、消費者を保護しながら、「自立した消費者」を育てることが重要となっています。

●消費生活相談受付件数の推移

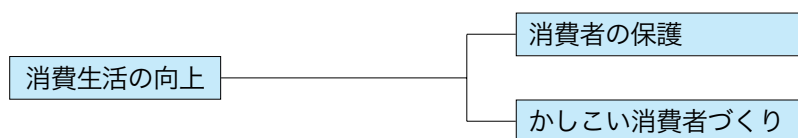
年度	区分	件数
7		93
8		106
9		96
10		110
11		126

基本方針

消費者の保護を図るため、消費生活苦情相談の充実、消費者と事業者のトラブルの未然防止を図るため、また、消費者が商品やサービスの機能、用途及

び契約に関する知識と理解をもった「自立した消費者」となるよう啓発活動を推進します。

◆施策体系



事業計画

■消費者の保護

1. 消費者の保護及び救済を図るため、消費生活苦情相談回数の増加を図ります。

2. 多様化する契約形態や販売方法等に係る消費者トラブルの未然防止を図るための啓発活動を推進します。また、トラブルに巻き込まれやすい若者及び高齢者を中心とした消費者講座等を開催します。

■かしこい消費者づくり

消費生活教室、講座を積極的に開催し、消費者意識の向上を図りながら専門的知識の習得を図り、自

立した消費者を育てていきます。

また、消費者モニターの知識充実を図り、各種消費者意向調査、小売価格の調査等を行い、消費者の意見が反映されるよう努めます。

